

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		優良住宅の認定
根拠条例・規則等名		租税特別措置法
条 項		第 2 8 条 の 4 第 3 項 第 3 1 条 の 2 第 2 項 第 6 2 条 の 3 第 4 項 第 6 3 条 第 3 項
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課（電話：048-829-1518）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	審査基準は、以下の要件を満たすこと。 ・法第 2 8 条 の 4 第 3 項、法第 3 1 条 の 2 第 2 項、法第 6 2 条 の 3 第 4 項、法第 6 3 条 第 3 項 の 定 め に 該 当 す る も の。 ・優良住宅認定基準（昭和 5 4 年建設省告示第 7 6 8 号）の定めによる。 ・さいたま市優良宅地造成等認定規則（平成 1 3 年規則第 2 2 9 号）の定めによる。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 令和 4 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	3 0 日 ただし、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りではない。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 令和 4 年 4 月 1 日最終改正
備 考		